

全金田中機械とともに闘う会

会報

3周年集会特集号 1981/12/18

編集・発行／全金田中機械とともに闘う会
発行人／津島茂夫／大阪市港区南市岡3-6-26
全金田中機械支那気付／☎583-4858
郵便振替／大阪・100335／大阪労働
金庫大正支店／普通・26818-256
頭価／100円

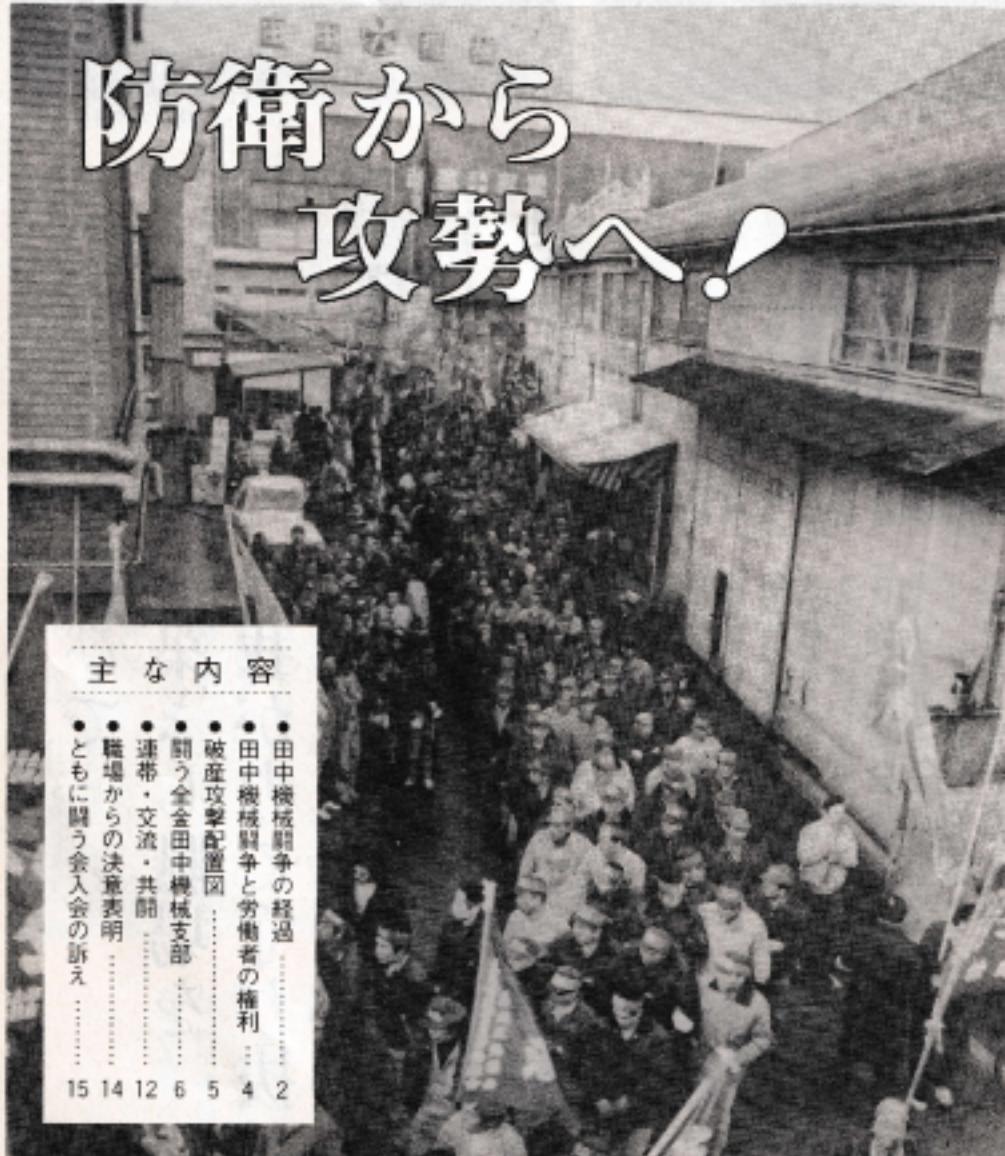
破産宣告(3周年)糾弾！

防衛から
攻勢へ！

主な内容

- 田中機械闘争の経過
- 田中機械闘争と労働者の権利
- 破産攻撃配置図
- 闘う全金田中機械支部
- 連帯・交流・共闘
- 職場からの決意表明
- ともに闘う会入会の訴え

15 14 12 6 5 4 2

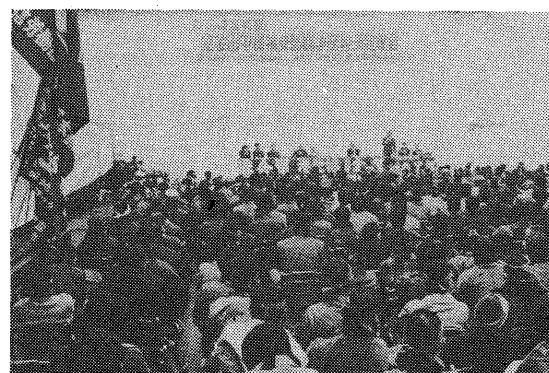


田中機械闘争を勝利させよう！

団結権破壊訴訟糾弾！ 工場占拠・自主生産貫徹！ 闘う労働戦線の強化を！



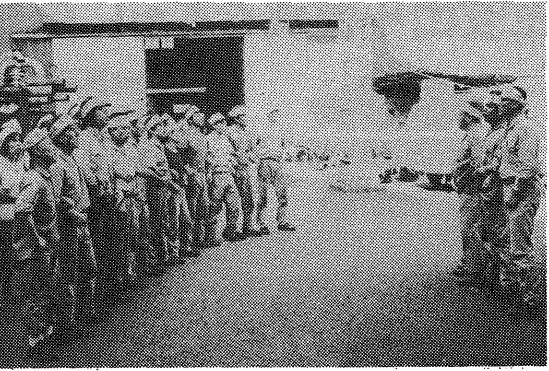
ともに闘う会を結成 ('79.12)



構内を埋める決起集会 ('79.1)



覆面・ヘルメットで工場を襲う ('79.6)



団結固く勝利めざす

**血と汗と喜びで
我等が築きし職場を
我が力で守り抜かん**

田中機械闘争の経過

拠点破壊の

計画倒産

一九七八年九月十三日、田中機械は長期間にわたる「經濟封鎖」の結果、破産攻撃を受けました。以来三年余、全金田中機械支部は工場占拠・自主生産体制を堅持して、闘争をつづけています。労働者にとって、資本の戒厳令、といわれる破産法との闘いは過酷なものであることは周知の通りです。倒産に至る三年余の期間、全金田中機械の仲間は月五、六万円程度といったおよそ考えられないような生活に耐えてがんばってきました。それは三菱銀行をはじめと

強権的な

破産処理

一九七四年石油危機を契機に政府・独占資本はスタグフレーションと「相場春闘」に挟撃され、いわゆる「イギリス病」を回避せんと、大規

する金融資本、新日鐵を頂点とする経協の三位一体による極めて陰湿かつ計画的な「兵糧攻め」との闘いでした。全金田中機械がこれらの攻撃に抗して、よく闘ってきた根拠は、「階級闘争の最前線に起つ」自覚との位置からに他なりません。

独占資本、そして独占の労政本部「関経協」の三位一体による極めて陰湿かつ計画的な「兵糧攻め」との闘いでした。全金田中機械がこれらの攻撃に抗して、よく闘ってきた根拠は、「階級闘争の最前線に起つ」自覚との位置からに他なりません。

独占資本はスタグフレーションと「相場春闘」に挟撃され、いわゆる「イギリス病」を回避せんと、大規

する金融資本、新日鐵を頂点とする経協の三位一体による極めて陰湿かつ計画的な「兵糧攻め」との闘いでした。全金田中機械がこれらの攻撃に抗して、よく闘ってきた根拠は、「階級闘争の最前線に起つ」自覚との位置からに他なりません。

独占資本、そして独占の労政本部「関経協」の三位一体による極めて陰湿かつ計画的な「兵糧攻め」との闘いでした。全金田中機械がこれらの攻撃に抗して、よく闘ってきた根拠は、「階級闘争の最前線に起つ」自覚との位置からに他なりません。

力の手による破産手続きによって企業丸ごと抹殺するといった攻撃に変りました。七八年十一月十八日、大阪地裁民事六部の道下徹裁判官は労働組合の意向を全く無視して破産宣告を下したのであります。——倒産以来、全金田中機械の抵抗によって破産整理が遅々として進まないことであせった権力は、遂に七九年六月二十二日、労働事件一倒産事件では前代未聞の暴力的「強制執行」をしかけてきました。機動隊・私服警官そしてヘルメット覆面姿の異様な「暴力集団」総勢三〇〇人を投入した強制執行は、その方法・態様においても裁判所の暴挙は歴然としています。最大にしてほぼ一人といえる破産債権者である労働者(労働組合)と実力対決してまで推進しようとする破産手続きのネライは明白です。それはこの間全金田中機械支部が日々と続けてきた自主生産の条件をそぎ落し、労働組合そのものをつぶすことです。

支援と連帯を広げる

この暴力的「強制執行」に対して、全金・田中機械支部に対する暴力

的「強制執行」攻撃を弾劾し、闘う労働運動の拠点を全労働者の力で断固防衛しよう!なる緊急アピールが中江平次郎大阪総評議長他十名によって発せられ多くの賛同を集めました。さらに七七年十一月四日には岡本大阪総評事務局長、沖浦桃山大教授、牧内社会党府本部書記長、武木全金大阪地本委員長の四者の呼びかけによる「田中機械闘争を勝ち立たせる大集会」が千三百名を集めて開催され、この集会で「全金田中機械とともに闘う会」の結成も勝ち立たれたのです。

訴訟攻撃

田中機械支部の不屈の闘い、そして支援の広まりの中で破産手続が遅々として進まないことに焦った宮崎・田辺管財人は追いつめられたあげく八〇年十二月十七日、管財人としての強権発動が時効切れとなる前日に組合破壊を目的とした五件の訴訟を起こしてきました。この訴訟攻撃に対してただちに十五名にのぼる全金田中機械支部弁護団が結成されました。以来、今日に至るまで、各

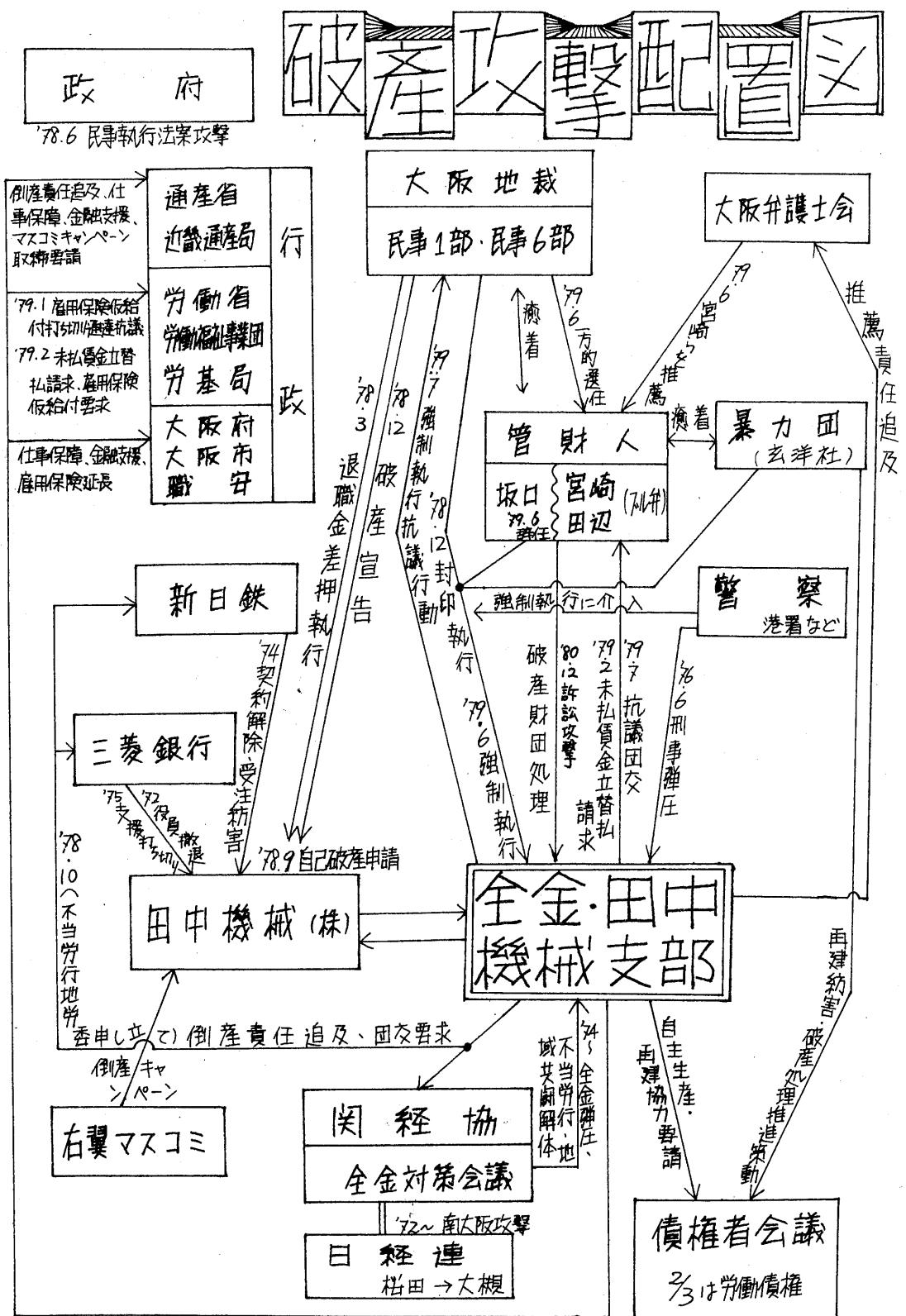
支援と連帯を更なる

機械の仲間たちは決意も新たに闘争の前進・勝利へと勇躍しようとします。日本の労働運動が右へと押し流されようとする昨今、田中機械闘争を先頭とする争議組合の闘いをます。日本の労働運動が右へと押しづらざる全国の労働事件の今後の命運に大きく影響するものであるだけに労働運動の総力ではねかえしていかなければなりません。

機械の仲間たちは決意も新たに闘争の前進・勝利へと勇躍しようとします。日本の労働運動が右へと押しづらざる全国の労働事件の今後の命運に大きく影響するものであるだけに労働運動の総力ではねかえしていかなければなりません。



1981年12月18日



裁判所・管財人・警察の
ゆき着構造を撃て！

裁判所・管財人・警察の
ゆき構造を撃て！

財人に、宮崎らを推薦した大阪弁護士会の責任もまた重大である。

五つの訴訟をハネかえし 「司法の反動化」を撃て！

時効寸前に宮崎管財人らが提起した、協定書否認をはじめとする五つの訴訟は、現在進行中である。が、当初我々が主張したとおりの事態となっている。即ち、五つの訴訟が宮崎らの「攻勢」というよりは、彼らが追いつめられた結果の展望のない大バクチであったことが次第に明らかとなつてきている。

とはいゝ、五つの訴訟の持つ「反

五つの訴訟をハネかえし
「司法の反動化」を撃て！

國勞札幌事件、国・労働に対する「周知の情況」である。全週中郵事件○二億円損害賠償事件、田中機械事件等にみられる反動判決や裁判所の強権的訴訟指揮はこの間の「司法の反動化」を示してあまりある。

官民連帯で、刑法改悪―争議の非合法化を許すな！

司法の反動化、刑事弾圧の嵐の結果、八〇年代に入り、労働運動は予防拘禁状況におちいり、争議は閉塞状況になっている。現時点での労働運動弾圧の大きな特徴は、完成段階に入った司法反動のなかにある裁判所が、法体系の全面改悪をにらみな

といふた権団に対抗してきた。そして「労働組合＝潜在的暴徒」論を下敷にした刑法の「改正」案が来春国会上に上程される動きも急となっていく。

「会社はつぶせても組合はつぶせない」——倒産整理反対からスタートした田中機械闘争は、工場占拠・自主生産態勢を強化しながら、いま司法領域にその戦線を拡大して闘っている。総評のたたかう仲間、「ともに闘う会」に結集する仲間は協同して、この「栄光ある困難」を担いきらなければならぬ。一層の支援、連帯を。

田中機械事件の破産整理の手続きの過程で、特に問題視すべき大きな出来ごとが三つある。それは①破産管財人の交替（79・6）、②暴力的強制執行（79・6）、③協定書否認等の五つの訴訟（80・12）である。いずれも通常の整理と比較して常軌を逸している。

したこと、などが明らかになつてき
た。そして、民事六部裁判官道下徹
と宮崎らが共同して暴力的強制執行
事件のシナリオを作り、実行したの
である。——白日の下に明らかにな
つた裁判所・管財人・警察当局の三
位一体の癪着構造を徹底的に弾劾し
ぬくことに全力をあげなければなら

「労働者性」はいささかも変りはない法的にも保障されている労働基本権の否定、倒産労働法の前進をおしとどめんとするその意図は断じて許されるものではない。

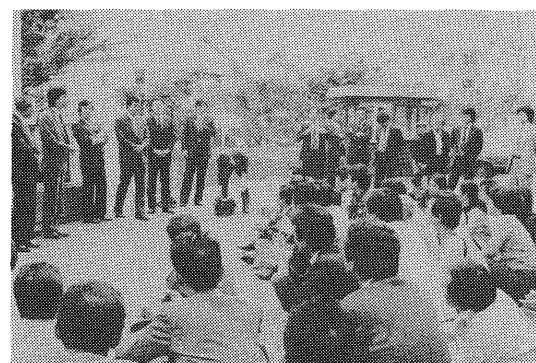
捨て、争議弾圧・介入に踏み切つてくるといった流れが形成されている。この端的な現れが、田中機械に対する暴力的強制執行事件に他ならない。

労働運動は、権利と実力闘争を二つの足として前進してきた。これに 対し敵側は、権利には→裁判所、 実力闘争には→警察の刑事単位、

田中機械闘争と労働者の権利

破産攻撃に見る三つの問題点

が、尖兵となって争議の「非法化」につき進んでいくことである。



報告する弁護団 ('81.10)



ミッドウェー入港に抗議('81.6)

組織する一方、労働組合に対しては前代未聞のいやがらせのためにする損害賠償請求訴訟を行つてゐる。その内容は工場の賃料相当の金員（月一千万円）を支払えという不当なもの。——以上、明らかなように、裁判所と管財人の狙いはただ組合つぶしのみ、と断じざるをえない。

▼問題点その四＝違法な管財人

交替

▼問題点その四＝違法な管財人

ところが大阪地裁第六民事部の裁判官道下徹は昭和五十四年六月十五日弁護士宮崎乾朗と田辺満の二名を新たに従前の管財人弁護士阪口繁に追加して管財人に選任するとともに、翌十六日阪口弁護士の辞任を「健康上の理由」で許可した。しかしこれは法上管財人の辞任は「正当の理由」だけでは「正当の理由」にはならない。事実阪口弁護士はその後も東金型の管財人を支障なく行っているなど「健康上の理由」など存在しないから、辞任を許可した裁判は違法・無効であり、阪口弁護士は現在もなお管財人の地位にある。したがって、

訴訟の提起は宮崎、田辺および阪口の三名が共同して原告とならなければならぬのに、管財人の提起した訴訟は宮崎と田辺の二名だけで阪口が抜けているから、訴訟の提起は本來無効なのである。

▼更なる反撃のたたかいを！

この間の攻防の中で、管財人側が予想外に準備不足であること、訴状等の書面がずさんであること、そして組合否認のためには金にいとめをつけないという態度をとり続けていることが明らかとなつた。印紙額不足はもとより、管財人には破産法上の「否認登記」についての初步的な知識すら欠如しているようであり、

▼更なる反撃のたたかいを

否認権とは……

否認権とは……

田中機械の本訴内容は倒産整理反対・自主生産を闘う労働者のすべての課題が網羅されている。道下裁判官や管財人に対しても、国家賠償請求や訴追をはじめとする反撃も準備しなければならない。「倒産はすぐれて階級的課題である」ことをかれらに思いしらせる広範な反撃を作り出そう。

否認権とは……

管財人は詐害行為（他の債権者を害する行為）によって債務者の資産が流出した場合、これを認めないと主張して取り戻し、破産財団に組み入れて全債権者に平等に分配するという非常に強力な権利のこと。駆け込みで倒産直前に担保をつけたり、不渡りが出たとたんに債権者が市場へトラックで乗りつけ機械などを運び出すなど一部の債権者だけが得をすることのないよう本来は与えられた権利である。

この否認権は破産法八五条で破産宣告の日より二年で時効消滅することになっている。否認権は訴訟によって行使しなければならず、否認しようとすれば二年以内に裁判を起こさなければならぬ。

田中機械の場合、宮崎・田辺管財人は時効前日にこの否認権の裁判を起こしてきただが、組合と団交も持たず当事者である労働者を頭から敵視した一方的かつ権利濫用の否認権行使は許されることはではない。

開う全金田中機械支部

—「抵抗・自立・連帯」の旗かけ 破産法突破に執念を燃やす—

反倒産労働運動の真価をかけて

全金田中機械支部に対し不当な破

つて以来と思われる

全金田中機械支部に対し不当な破産攻撃が加えられて以来三年が経過した。そして昨年十二月には否認権の時効直前に破産管財人から、支部と組合員を相手に、前例をみない五件にも及ぶ否認権行使の訴訟が提起されたのである。全金田中機械に対する破産管財人の否認権の行使は全く異例のもので、その真意は組合破壊にあると言わざるを得ない。現在五件のうち二件は併合され、大阪地方裁判所の四つの部に別々に係属し、争われている。

つて以来と思われる)

(二)組合が労働債権を確保するため
会社不動産に設定した根抵当権の抹
消を請求する訴訟と組合に対する土
地建物の明け渡し請求訴訟との併合
訴訟（登記抹消・明渡事件・第九民
事部）

(三)会社の不正な行為に関して、組
合がなした栃木県那須と長野県安曇
野の土地の移転登記を無効だとする
訴訟（那須安曇野事件・第一二民事
事件）

▼五件の訴訟攻撃

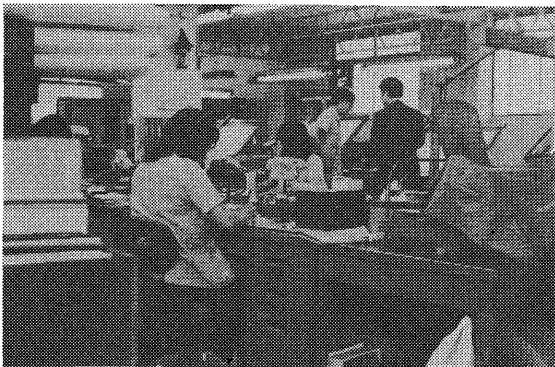
壳掛金事件・第一三民事部)▼問題点その一――否認権の行使
第一の問題点は、否認権の拡大適用を求めている点である。強制執行事件(一九七九・六)につぐ裁判所による職権主義の拡大運用、強権的訴訟指揮に対応した攻撃である。――かれらは一九七六年四月(田中機械の破産申立の一九七八年九月十三日より更に二年半も遅延)以降の十八種類におよぶ協定書を全面否認してきたのだ。こんなことが(初めて)

その実は火事場泥棒的な自らの利益追求が狙いなのである。——ちなみに一般債権者への配当は絶対見込めないことを宮崎らはよく承知しているながら一般債権者の劣情をあおり右翼暴力団「玄洋社」をも駆使して労働組合に敵対させている。まさに離脱者や一般債権者の無知を逆手にとってかれらを組合敵対者として悪質である。

▼問題点その三＝組合潰しのみが目的

許されるのなら、①この間の倒産労働運動の常識やノウ・ハウが一つがえされることになり、②民法等でも保証されている労働者の先取特権が否定されることになる。

事務室にも笑い声が戻る



A black and white photograph showing a person's hands working on a small, dark object, possibly a model or a piece of equipment, on a workbench. The background is dark and cluttered with various items.

右されない抵抗の意地でもあつた。だが資本主義体制下で生産を維持し企業運営を実現させようとするには金融・受注に多大の困難が伴う。これを克服して労働者主体の職場を確立するのは旧来の構造に対する挑戦であり闘争である。

●自主生産の闘い

そして今、三年の年月は漸く生産過程を労働者の手で確立できる状況を作っている。

長期に闘い得る条件とは闘争心を忘ることなく、経済的にも闘争の糧を獲得できる生産体制の確立である。

破産法との闘い、団結権の確保、そして生産の確保の過程では右翼暴力団や権力の攻撃と対決しつゝ筆舌に尽しがたい闘争があった。

我々の生産確保の行程には多額のカンパ、地域労働者の連帯が資金繰りや生活維持の大きな力となつた事に忘ることはできない。今、自主

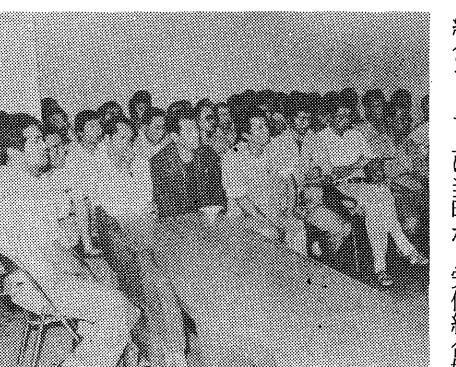
当初地域友好支部の大坂亜鉛やトキワ工業等から好意的な発注を受け、労働者個々の経験、技術と機械設備を活用した生産によって労働者の手による生産が徐々にではあるが進んだ。全くではない、俗にいう畠違いの製品から精糖化学運搬機関係の受注に移行した段階では意欲的な労働者は水にかえった魚の如く精気があふれてきた。

そして今、三年の年月は漸く生産過程を労働者の手で確立できる状況である。

我々の闘争にとって自主生産が大きく前進するときこそ確信をもって破産突破への闘いが進行するときである。

生産は、「とにかく働く」という過程から「企業体として将来的に進展できるか否か」の過渡期にある。

自立の生産へ



地労委埋める傍聴闘争 ('81.9)

田中機械不当労働行為事件の特徴は、①倒産・破産下の組合員の地位保全と、②経営者が容認した労働者の工場使用協定にもとづく自主生産・団結権の意義を地労委がいかにとらまえるか、そして③組合攻撃に狂

悪の経営方針を続行させ、特に橋上社長は退任後もオーナーとして組合敵視の一貫した方針のもとに役員や暴力団関係者を送り込み、多大の悪影響を及ぼしていた事が大原社長への追及の中で明らかになった。

大原社長就任（五十年二月一日）の前段では大原・橋上らが共謀して倒産への示唆、暴力団関係者の最大限利用、子会社田中技研への大量の資金援助等を綿密に打ち合わせ、就任直後から資金融通、倒産計画、組

組合を犠牲にする謀略が進められて
いたという許しがたい不当労働行為
を大原社長自ら証言したものとして
極めて注目される。

破産手続とは：

計画的な倒産―解雇を暴露

破産手続とは

合幹部の処分等が具体的に実行されていた事が暴露された。

上田卓三衆議院議員は八〇年三月六日の衆議院予算委員会第三分科会で破産法の問題性を鋭く追及するともに、田中機械問題についても労働省側が適切な行政指導を行つよう強く要請した。政府側答弁はいまとさを残しているものの、破産宣告後でも労働関係法令を遵守するよう指導していること、また破産管財人についても一定の制約はあるが基本的には団体交渉に応ずべき立場にあ

る事、破産前に締結された労働協約等も直ちに失効するものでないことが明らかにされた。これを見ても大阪地裁民事八部道下級裁判官の破産処理指揮の問題性は明らかである。

▼細野政府委員(労働省労政局長)
お尋ねのございました破産法の適用下の企業に関する労働権の関係の問題でござります。

○政府側の答弁より

● 政府を追及 破産法下の労働者権利を確立



WANTED!!

これが管財人・
田辺満

企業は、一般に破産宣告の後にも

破産手続の終結に至るまでの間破産の目的的範囲内で存続するものである、この間の労使関係につきましては、労働組合法その他の労働関係法令の適用はあるものである、こうい

うふうな考え方方に立っております。労働省としましては、企業が破産法の適用を受けた場合におきましても関係法令を遵守するよう指導してきているのが私どもの基本的な考え方でございます。

次に、団体交渉の関係の問題でございますが、破産の宣告を受けました後でも雇用関係が存続している間は、その労働関係が処理も一般に破産管財人というは破産法の定めるところに従つて破産手続を進める者である。この場合に、破産管財人といふのは破産法の定めるところが行う、こういうことになります。この場合に、破産管財人といふのは破産法の定めるところに従つて破産手続を進める者であつて一般の経営者と違うから団体交渉に応ずる義務はないのじやないか、そういう強い考え方も一部にはございます。ただ、私ども考えてみますと、破産手続におきましては、雇用関係が存続する限りでは労働組合法の適用があるわけでござります。それは先ほど申しましたとおりであります。そういうことでございまして、破産管財人の任務から生

るわけでござりますけれども、その制約の範囲で裁量に属する労働条件等の事項については破産管財人は団体交渉に応すべき立場にあるといふふうに私どもは考えておるわけでございます。(以下略)

▼藤波労働大臣 企業倒産に伴いまする労使紛争の問題は、個々、ケース、ケースでいろいろな事例がござります。いま局長から御答弁申し上げましたように、管財人と労働側の方々がよく話し合って、問題をできる限り納得づくで解決していく方向でそういう機会が持たれることが望ましい、

こう考えておるわけでございまして、労働省といたしましても、そういう姿勢でできる限りの行政指導をしていくようにいたしたいと考えております。

阪口管財人の辞任、宮崎・田辺管財人の就任劇は就任日に仮処分の申請を行い、機動隊多数・暴力団と思われる者と共に強制執行を強行した事、そして宮崎・田辺管財人らがその後、組合に対し説教中傷の発言をしていることなどを併せて考えれば、管財人交替劇は「正当の事由」とはとても言えず、労働組合を壊滅させるための違法な「不当事由」があつたといわねばならない。

申 入 書

日々御精勤の段、深く敬意を表します。

さて、当總評大阪地本、總評全国金属労働組合大阪地本が貴弁護士会に対し、文書でもって申入れをしました。上で、一九七九年一〇月三一日に私達の代表と貴弁護士会の代表との間で、傘下労働組合に関する田中機械破産事件について話合の機会が持たれたことは御承知のことと思います。

その際、当時の貴弁護士会の木崎会長は私達に対し、田中機械破産事

● 管財人を追及 大阪弁護士会へ申し入れ

全額を認められた者が含まれており、他の者についても前破産管財人によって事実上その債権額が認められているものです。

このことからして、右五件の否認の提起はいずれも明らかに傘下労働組合の潰滅を意図する不当労働行為であり、破産財団の食いつぶを続け、話合の機会を設定するといふことを確約されたといふべきあります。

ところで、右話合の時点以降、田中機械の破産管財人である貴弁護士会の宮崎・田辺両会員は、田中機械に対する総債権の八割以上を占める最大の債権者である労働者に対し労働債権の大半減額という極めて不当的目的でもって、適法に締結された賃金復元等の労資間労働協約を否認して四六七名もの労働者を被告とする否認権訴訟を提起するという前例のない暴挙をなすなど、右傘下組合に対しても五件もの否認権訴訟を提起してきました。

そして、右訴訟のために破産財団によって貼付しなければならない収入印紙代は一千数百万円にも及んでいます。

ところが、賃金の減額について訴えられた労働者四六七名のなかには、これまでの債権調査期日で届出債権

管財人から宮崎・田辺両管財人への交換と同時に警察機動隊と暴力団による右労働組合に対する殴り込み的攻撃が右条件の履行としておこなわれたとすれば由々しき問題を含むものがあります。

管財人から宮崎・田辺両管財人への交換と同時に警察機動隊と暴力団による右労働組合に対する殴り込み的攻撃が右条件の履行としておこなわれたとすれば由々しき問題を含むものがあります。

右申入れる次第です。
一九八一年一〇月一八日
日本労働組合總評議会
大阪地方評議会
会長 板持吉雄 殿
全国金属労働組合
大阪地方本部
委員長 武本明夫
議長 中江平次郎

前記のとおり、当時の木崎会長が約束されたように、両管財人の推せん手続、方法等について貴弁護士会が厳正に調査され、その上で私達と話合の機会を設定され、そこで真

相を明らかにすべきと考えます。昨今、破産事件をめぐって裁判官と弁護士たる管財人との間の癒着が取り沙汰されている折、貴弁護士会も私達の申入を十二分に尊重なされと感じられるべきだと考えます。

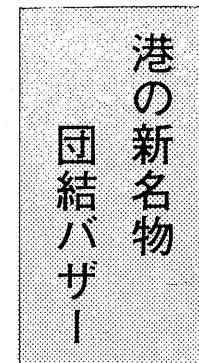
貴弁護士会の責任もまた重大だと思います。



お子様には紙芝居のサービス ('81.11)



アーティスティック ('81.11)



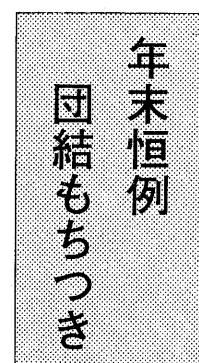
港の春闘一コマ



「しっかりしたのむせ」「まかしひき」 ('80.12)



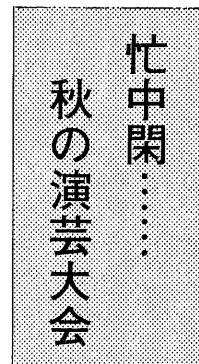
「おいしそうなもちね」「ポーズ、ポーズ！」



港婦人の晴れ姿



目をとじれば桜舞台



連帯・交流・共闘

——闘いは闘う者同士を固く結びつける

田中機械闘争の中でも新たな連帯・共闘が生まれた ——

八〇年五月、田中機械支部をはじめ全金港合同の争議組合六組合と二〇一億円損害賠償攻撃と闘う国労新幹線大阪支部が交流・学習会を行った。また六月十七日には田中機械支部と国労大阪地本がスクラムを組んで「国鉄損賠粉碎・田中機械闘争勝利総決起集会」がかちどられた。官民連帯に新しい一ページを書き加えたといえる。

私自身、初めて経験する民間労組との交流会、期待と不安で臨みました。民間の中でも常に先頭に立って闘っている全金の仲間の中には何かを見つけることができるのではないかという期待の一方で、我々の闘いが「親方日の丸論」により一笑に付されるのではないかという不安もありました。

倒産という状況のもと、妨害にも屈せず、労働者自身の手で自主生産、それを境を越えた連帯で支援する地域の仲間の生々しい報告

がありました。これには、我々の闘いがいかに自分達のカラに閉じこもったものであるかを痛感しました。しかし、どちらに对しての攻撃もその根元は同じであるという共通の認識はできたと思います。民間の厳しい闘いから学び、我々自身は、民間ではすでに見られなくなつた組織労働者の闘いをもつと自信をもつて進めていくべきだと感じました。（新幹線支部機関紙“ごくろう”より）



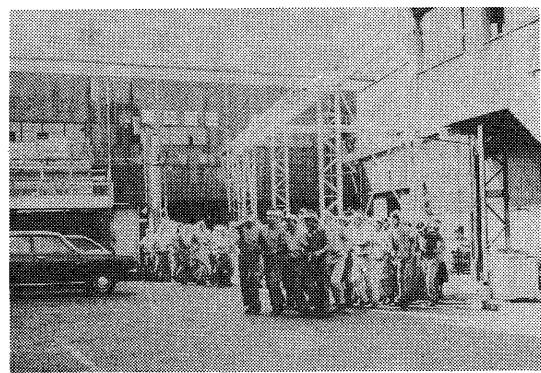
官民連帯へ新たな一步 ('81.6)

**国労と
固いスクラム**

**労金労組と
交流**

「交流会は、闘う者のみが持つてゐる明るさというか余裕があり、終始和氣あいあいの雰囲気のもとに進められた。事務労働にたずさわる労金労働者にとって、現場労働者の仕事を闘いにふれることができた意義は決して小さくなかったろうと思われる。ただ、援労ということが、熟練をする仕事でできないと聞かされ、いささかショックはかくせなかつたのですが…。（会報への寄稿より引用）





反安保を闘う ('81.6)



我々の限りなき怒りと闘魂をたぎらせた永遠に忘ることのできない日である。我々は、今を去る三年前のその日から我々自身のもつ、というよりも敵資本・権力からの攻撃の標的となっている不安感と生活困窮を満腔の怒りと闘魂で克服しながら、敵資本・権力からの我が組織に対する直接・間接の攻撃、強制執行を含む脅しやゆさぶり等を我々の團結力と地域の闘う仲間の結束で一応撃退してきたが、遺憾ながらまだ、敵の野望を粉碎するに至っていない。

我々は、かゝる闘魂に加え、頭脳的手段と的確かつ慎重なる行動をも

って、この闘いがいかに長期にわたるとも断じて敵の術中にはまらぬ決意である。しかし、我々は、敵の陰謀と野望を粉碎すべく自主生産態勢の成就と自活の確立、そこに至らんとする厳しさは当初より十二分に予測されていたものの、これなくしては敵資本の後退も野望粉碎も我が闘う職場の確保も望むすべはない。

また、この闘いの中、地労委闘争においては、破産攻撃の表面化以前の時点にせよ、敵資本、橋上・大原路線のゆゆしき事実も発覚し、我々の新たな怒りは一段と熾烈化した。こゝに我々は、地域ならびに全国の我が組織、我が闘争を見守ってくれる多くの闘う仲間の物心両面にわたり絶大なる支援と、我が闘争の勝利の為に日夜分かたず血の出るような努力をおしまない弁護士、学者諸先生方の尽力に対し心底から感謝するとともに、この場に臨んで、我々一同、勝利の日まで断平闘う決意を更新するものである。

全金田中機械とともに闘う会への入会を訴える！

「全金田中機械とともに闘う会」は

この会の名称は「全金・田中機械とともに闘う会」とし、事務局を全金・田中機械支部内（大阪市港区南市岡三一六一二六、^電五八三一四八五八）におく。

第二条（会の目的）

この会は、全金・田中機械支部の方針を支持し、その闘いの勝利のための諸活動を行う。

第三条（会員）

会の目的に賛同し、会費を納める個人または団体はすべて会員になれる。

第四条（会費）

会費は月額一口（五〇〇円）以上とする。

第五条（組織）

運営委員会と事務局を設置する。

この会の諸活動方針は運営委員会によって決定する。決定事項、活動経過は、「会報」で報告する。

*会費振り込み先

七九年十二月に田中機械闘争を支援する組織として結成されました。会としては不十分ながら集会や学習会を開催したり、節々に街宣活動などに取り組んできました。会員の拡大は田中機械闘争と職場・地域の闘いを結びつけ、大阪の運動の前進に大きな役割を果たすものと確信しています。一人でも多くの仲間の結集を訴えます。

第一条（会の名称・所在地）

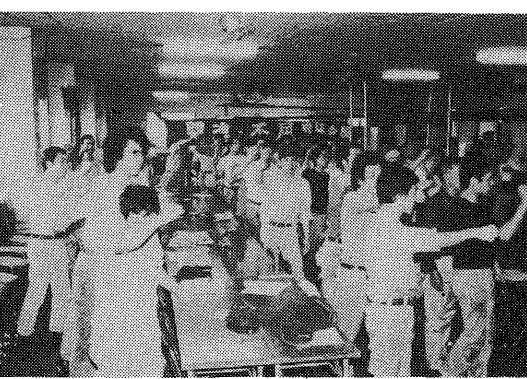
1 郵便振替
口座番号 大阪一〇〇三三五二 労 金
大阪労働金庫大正支店
口座番号 普通・二六八一八一五五

*会員登録
機械とともに闘う会

機 械 職 場

機械職場からの決意表明を行ったみたいと思います。

卒直にいって、この三年間は「あつという間」だったと思います。経営者の一方的な自己破産申請、そして全員解雇、封印執行阻止の闘い、ペテン的な管財人の交替劇、宮崎・田辺による七九年六月二十一日の強制執行、昨年末の五件の訴訟提起、



とザツと思い起こすだけでもこの様な攻撃があり、又、それを打ち返すだけの地域、港合同を始め、全国の闘う仲間の支援、連帯の行動がありました。

そして、同時に工場の中では、この三年間一貫して自主生産が行なわれ、生産の「実」を上げる取り組みが為されています。我々の「アツ」という間」という感じは、まさにそういった諸々の活動の中に裏うちが为されています。我々の「アツ」という間」という感じは、まさにそういった諸々の活動の中に裏うちが为されています。我々の「アツ」という間」という感じは、まさにそういった諸々の活動の中に裏うちが为されています。我々の「アツ」という間」という感じは、まさに

されたものであります。

最近はどこの職場でも大体に於いて仕事に忙殺される毎日です。それは我が機械職場に於いては一定の特殊性、特殊的な条件（例えば機械の能力的な問題であるとか）と相まって特に顕著に出てきていると思いま

す。

しかし、その中で今一度考えねばならない事は、「自分はどれだけ闘争に係わっているのか」「地域に何かわっているのか」という事だらうと思います。仕事だけしていりやーエンやと思っているわけではないとしても、形態的にそうなっている面も否定出来ないだろうと思います。この間何回もいわれている様に我が支部が三年もの間職場を守り抜けたのは、地域や共に闘う会を初めてとする支援の賜ものです。「受けた連帯を運動で返す」とするなれば、果して自分はどの様に運動に係わっているだらうか、これは極めて日常的な問題だらうと思います。

また、私達の職場は昨年九月より三人の青年労働者を迎へ、その三名

事 務 所 職 場

我々は、あの悪夢の如き九月十三日、破産申立て以来三年目をあす迎える。

九月十三日は、敵資本からの我が闘う組織をすべからく破壊せんとする最終的手段、すなわち、破産攻撃の公然たる宣戦の日であり、それは

機械職場一同は何よりも闘っていに誇りを持ち、家族、そして子供達に胸をはって語れる「生き様」でなくてはならないと思っています。これからも刻苦奮闘する事をここに誓い機械職場の決意表明とします。

の労働者の献身的な協力は見習うべきだと思っていますし、「日も早く一人前の旋盤工になる事を期待しているところです。

職場からの決意表明

▼9・12自己破産申請3周年抗議集会から▲

ともかく、三年の年月が過ぎました。我々の現在の段階はまず第一に管財人の攻撃を粉碎する中で、食つて行けるだけの生産を上げて行く、その自立に向けた社会的信用の蓄積の段階だらうと思います。

己破産申請三周年抗議集会を、これからも続くであろう長い闘いの一つの節として位置付けていきたいと思います。

己破産申請三周年抗議集会を、これまでに亡くなってしまった労働者の命を惜しむ意味で本日の9・12自

三池闘争の「味」、今年も

大阪=長期争議組合支援・三池=CO患者救援物品販売

争議組合共闘がお届けします。熱い支援を

① 每年末の助け合いカンバと合わせ、働く仲間の協力を得てきた「三池労組の闘争支援ヨーカン販売」を、今年から、大阪の争議組合共闘が引き継ぐことになりました。

② 昨年、大阪で三池闘争への賛歌と連帯をこめて、「三池のヨーカン」は5万本も出ました。

今回は、大阪の長期争議組合支援も重ねて「たたかいの味」を、働く仲間の職場に届けます。

③ あの激烈な三池大闘争の後にも、炭じん爆発で、史上最多の犠牲者を出した三池では、今もなお多数のCO患者が「暗黒の人



生に閉じ込められたままです。

④ 大阪でも、減量切り捨てと不況合理化の犠牲になって、現在、長期争議を続ける仲間は、総評だけでも80組合3,654名にも達しています。賃金も一時金もない多くの仲間が自らの職場と生活を守る闘いを、必死で続けているのです。

⑤ 1981年も、まもなく終ります。自民党政権や独占資本は、労働者や中小企業に一段と厳しい犠牲を強いてきています。

その最前線で、苦しい闘いを続けながら、自らの生活と闘いを支える争議組合共闘自身による「物品行商」の支援を訴えます。

販売品 三池・小城ヨーカン 1本 300円

期間 1981年11月末日～1982年1月末日

方法 争議組合共闘から直接各組合を訪ね、相談

総評大阪地評・争議組合共闘

大阪市北区天神橋3丁目9の27 (358) 0281 振込口座、大阪労金・梅田支店
591712-280

切手貼り線

申込書

車両名

支部名
分会

氏名

三池・小城ヨーカン

本

届け日 月 日頃に